

公開買付説明書の訂正事項分

2025年3月

ARTS-3 株式会社

(対象者：株式会社シンニッタン)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	ARTS-3株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーゼンテラス
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーゼンテラス
【電話番号】	03-6711-9200
【事務連絡者氏名】	代表取締役 水谷 光太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	ARTS-3株式会社 (東京都港区港南一丁目2番70号品川シーゼンテラス) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ARTS-3株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社シンニッタンをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年3月3日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である同日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、公正取引委員会から2025年3月25日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び2025年3月25日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年3月26日に受領したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、上記の各通知書を新たに添付書類とするため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

- 6 株券等の取得に関する許可等
 - (2) 根拠法令
 - (3) 許可等の日付及び番号
- 11 その他買付け等の条件及び方法
 - (2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年2月28日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2025年3月30日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年2月28日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。

その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2025年3月25日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2025年3月26日付で受領したため、2025年3月25日をもって措置期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から25日間に短縮する旨の2025年3月25日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年3月26日付で受領したため、2025年3月25日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2025年3月25日付（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第407号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付 2025年3月25日付（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第408号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしネ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,709百万円（注））未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,709百万円）未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行なうことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに規定される「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかつた場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する事前届出に関し、措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行なうことがあります。

<後略>

(訂正後)

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしネ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行なうことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,709百万円（注））未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,709百万円）未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行なうことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに規定される「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかつた場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

公開買付説明書

2025年3月

ARTS-3 株式会社

(対象者：株式会社シンニッタン)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	ARTS-3株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南一丁目 2番70号品川シーズンテラス
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目 2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】	03-6711-9200
【事務連絡者氏名】	代表取締役 水谷 光太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	ARTS-3株式会社 (東京都港区港南一丁目 2番70号品川シーズンテラス) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ARTS-3株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社シンニッタンをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注10) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	23
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	26
6. 株券等の取得に関する許可等	27
7. 応募及び契約の解除の方法	28
8. 買付け等に要する資金	31
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	33
10. 決済の方法	33
11. その他買付け等の条件及び方法	34
第2 公開買付者の状況	36
1. 会社の場合	36
2. 会社以外の団体の場合	37
3. 個人の場合	37
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	38
1. 株券等の所有状況	38
2. 株券等の取引状況	38
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	38
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	38
第4 公開買付者と対象者との取引等	38
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	38
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	38
第5 対象者の状況	39
1. 最近3年間の損益状況等	39
2. 株価の状況	39
3. 株主の状況	39
4. 繼続開示会社たる対象者に関する事項	40
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	41
6. その他	41
対象者に係る主要な経営指標等の推移	42

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社シンニッタン

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2025年1月7日に設立され、本書提出日現在、スパークス・グループ株式会社（以下「スパークス」といい、関係会社及びその他の関連事業体と併せて、以下「スパークスグループ」と総称します。）が無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来投資事業有限責任組合（以下「日本モノづくり未来ファンド」といいます。）が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の発行済みの普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得、所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的としております。なお、本書提出日現在、公開買付者、スパークス及び日本モノづくり未来ファンドは対象者株式を所有しておりません。

スパークスは、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中心業務としております。1989年7月の会社創業以来、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指し、株式投資に留まらず、再生可能エネルギー発電所等の実物資産投資、未来創生ファンドに代表されるベンチャーキャピタル投資等、投資領域を広げて参りました。日本モノづくり未来ファンドは、日本における高い技術・技能を維持し、モノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人材・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資し、企業の持続的な成長を通じて、日本のモノづくりの発展に寄与することを目的として2020年12月に設立され、これまでに株式会社IJTTへの投資実績を有しております。

公開買付者は、2025年2月28日、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式（従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）制度」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式539,100株は含まれません。以下対象者の自己株式について同じです。）を除きます。）を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを、2025年3月3日から開始することを決定いたしました。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年2月28日付で、対象者の第1位株主である東プレ株式会社（所有株式数2,585,200株、所有割合（注1）：6.94%、以下「東プレ」といいます。）と応募契約（以下「本応募契約（東プレ）」といいます。）を締結し、東プレが所有する対象者株式の全て（2,585,200株、所有割合：6.94%）を本公開買付けに応募することを合意しております。また、公開買付者は、対象者の第2位株主である日本製鉄株式会社（所有株式数2,577,600株、所有割合：6.92%、以下「日本製鉄」といいます。）との間で応募契約（以下「本応募契約（日本製鉄）」といいます。）を締結し、日本製鉄が所有する対象者株式の全て（2,577,600株、所有割合：6.92%）を本公開買付けに応募することを合意しております。また、公開買付者は、対象者の第3位株主である日本パーカライジング株式会社（所有株式数1,878,400株、所有割合：5.04%、以下「日本パーカライジング」といいます。）と応募契約（以下「本応募契約（日本パーカライジング）」といいます。）を締結し、日本パーカライジングが所有する対象者株式の全て（1,878,400株、所有割合：5.04%）を本公開買付けに応募することを合意しております。更に、公開買付者は、対象者の第8位株主である日鉄物産株式会社（所有株式数1,200,000株、所有割合：3.22%、以下「日鉄物産」とい、東プレ、日本製鉄及び日本パーカライジングと併せて「本応募合意株主」といいます。）との間で応募契約（以下「本応募契約（日鉄物産）」といいます。）を締結し、日鉄物産が所有する対象者株式の全て（1,200,000株、所有割合：3.22%）を本公開買付けに応募することを合意しており、本応募合意株主が所有する対象者株式の合計8,241,200株（所有割合：22.12%、以下「本応募合意株式数」といいます。）を本公開買付けに応募することを合意しております。なお、本応募契約（東プレ）、本応募契約（日本製鉄）、本応募契約（日本パーカライジング）及び本応募契約（日鉄物産）の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が2025年2月13日に公表した「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数55,000,000株から、対象者が所有する自己株式数（17,751,462株）を控除した株式数（37,248,538株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を24,832,400株（所有割合：66.67%）と設定しており、本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）の合計が買付予定数の下限（24,832,400株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。なお、本公開買付けにおける買付予定数の下限である24,832,400株（所有割合：66.67%）は、対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数55,000,000株から、対象者が所有する自己株式数（17,751,462株）を控除した株式数（37,248,538株）に係る議決権の数（372,485個）の3分の2（248,324個、小数点以下を切上げ）に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数（24,832,400株）に設定しております。これは、本取引においては対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、本株式併合（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。以下同じです。）の手続を実施する際に、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引を確実に実施すべく、公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したものです。一方、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しているため、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（24,832,400株）以上の場合には、応募株券等の全ての買付け等を行います。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「③ 届出日以後に借入れを予定している資金」及び「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに日本モノづくり未来ファンドより3,360百万円を上限として出資を受けるとともに、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までに株式会社横浜銀行から18,546百万円を限度として借入れを行うことを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。

対象者が2025年2月28日付で公表した「ARTS-3株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認（監査等委員を含む。）」をご参考ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(i) 対象を取り巻く経営環境

対象者は、1948年11月に神奈川県川崎市に東日本鍛工株式会社を設立、同時に旧日本鍛工株式会社川崎製造所を継承し鍛造品製造業を開始し、1953年1月に社名を新日本鍛工株式会社に変更、1962年8月に東京証券取引所市場第二部に上場し、建設用機材製造業を開始したとのことです。その後、1968年4月、愛知県新城市に鍛造品製造及び販売を目的に中部鍛工株式会社（以下「中部鍛工」といいます。）を設立、1970年3月に建設用機材製造及び販売を目的に中部工機株式会社を設立、1984年10月に建機事業部建設機材製造部門をニッタン機材株式会社として分社化したとのことです。更に、1990年2月に社名を株式会社シンニッタンに変更し、1996年6月にはタイ国に鍛造品製造及び販売を目的に日産自動車株式会社（以下「日産自動車」といいます。）と共同で合弁会社サイアム・メタル・テクノロジー社（以下「SMT」といいます。）を設立（注2）、1996年9月に物流機器製造及び販売を目的にニッタン物流株式会社を設立したとのことです。その後、2003年9月に東京証券取引所市場第一部に指定変更し、2004年4月にはニッタン物流株式会社が中部工機株式会社及びニッタン機材株式会社を吸収合併し、商号を株式会社エヌケーケー（以下「エヌケーケー」といいます。）に変更し、また、2017年1月に日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）より鍛工品製造及び販売を目的とする株式会社セイタン（以下「セイタン」といいます。）の株式を譲り受け、2022

年4月に東京証券取引所の新市場区分においてスタンダード市場に移行したことです。

対象者のグループは、本書提出日現在、対象者及び連結子会社4社（以下、総称して「対象者グループ」といいます。）で構成され、自動車・建設機械部品などの鍛造品、並びに建設・土木工事用の建設用機材及び物流機器の製造販売、ビル賃貸業務を行っており、各事業の概要は以下のとおりとのことです。

(注2) SMTの設立当初は日産自動車が51%、対象者が49%の出資比率であったものの、対象者は、1993年3月に日産自動車が保有するSMTの発行済株式の一部を、その後2006年10月に日産自動車が保有するSMTの発行済株式の全てを譲り受け、本書提出日現在、SMTは対象者の連結子会社であるとのことです。

(a) 鍛造事業

主に自動車や建設機械部品向けの鍛工品の製造・販売及び機械加工を行っており、対象者、中部鍛工及びセイタンは日本国内において、SMTはタイ国において事業を行っているとのことです。

(b) 建機事業

建設・土木工事用の建設用機材の製造・販売及びリースを行っており、対象者が販売及びリースを行い、エヌケーケーは対象者向けに建設用機材を製造しているとのことです。

(c) 物流事業

物流機器の製造・販売を行っており、対象者が販売を行い、エヌケーケーは対象者向けに物流機器を製造・販売しているとのことです。

(d) 不動産事業

対象者はビル賃貸・管理業務を行っており、また、遊休地を利用して太陽光発電による売電を行っているとのことです。

対象者は、経営理念として「常があふれる情熱をもって、新しい価値を創造することにより、社会に貢献する」を不变の理念として掲げ、全社員の意識の共有化を図っており、対象者グループは主要事業である鍛造事業において、国内外4拠点にプレス、ハンマー、アップセッター（注3）の様々なスペックの設備を擁し、それぞれの立地及び得意分野を活かした製造と販路確保を幅広く実現しつつ、グループ間のシナジー創出に重点を置いているとのことです。そして今後は、自動車市場におけるEV化やグローバル化の進展をはじめとした激動する環境の変化、技術開発のスピード化等に機敏に対応し、常に挑戦していく予定とのことです。

(注3) 「アップセッター」とは、棒状の素材を成形する軸物据え込み鍛造機のことをいうとのことです。

対象者グループを取り巻く経営環境は、自動車産業向け鍛造品において長期間にわたり半導体不足の影響を受けていた自動車生産活動の回復が見受けられた一方で、一部取引先における固有の事情により受注が先送りになる事象が発生したり、ウクライナ情勢等を受けた資源価格、電力をはじめとしたエネルギー価格、労務費、運送費の上昇等、依然として大きく速いスピードで変化しており、これらの環境変化に機敏に対応し、挑戦することが求められ、自動車のEV化に伴う部品ニーズの変化、カーボンニュートラルをはじめとした環境保全、グローバルな市場への取組強化などは、対応すべき優先度が高い課題とのことです。財務面においては、現預金や自己株式の活用も視野に入れ、M&A、資本・業務提携等のアライアンスや様々な分野・方々との共同研究・協働等を積極的に検討し、資本効率の向上を目指すとのことです。対象者グループは主要事業の鍛造事業では自動車産業や建設機械業界へのタイムリーな部品供給体制を確立するとともに、長期的な視点から適切な設備投資に取り組んできたとのことです。また、建機事業では安全で取り扱いの容易な仮設機材の提供を図り、物流事業では搬送の信頼性が高く収納が容易な金属製パレットの提供を行ってきたとのことです。引き続き対象者グループは各事業を通じた社会インフラへの貢献と環境との共生を念頭に置き、活動していく予定とのことです。

対象者グループは経営体質の強化と、各事業での業績の向上に努めるべく、2022年5月16日に「株式会社シンニッタン中期経営計画<2023.3期～2025.3期>」（以下「中期計画」といいます。）を公表したとのことです。地政学リスクやサプライチェーン遮断リスクが長期化する可能性があることに加え、脱炭素をはじめとした地球環境問題への対応が不可避であるなど、業界を取り巻く環境は一大変革期にあり、かかる環境を踏まえ、この中期計画の対象期間を、これから時代に何をもって新しい価値を創造し、いかに経営理念を実現していくかを深堀・探索する「第一ステップ期間」と位置付けたとのことです。対象者グループは中期計画の達成に向けたビジョンとして、鍛造品や仮設機材、パレットといった鉄の加工品を通じ、「環境との共生」への貢献、「社会インフラ」整備への貢献、「人口減少下における省人化ニーズ」や「物流インフラ」向上への貢献をテーマに、EV、建築資材、工作機械やロボットなどの分野においても、新しい価値の

創造に果敢に挑戦することを標榜し、併せて生産工程におけるカーボンニュートラルへの取組みや、再生可能エネルギー分野への関与を通じて、環境問題にも対応していく予定とのことです。

これらのビジョンの実現のために、対象者グループは、グループ企業間で「支える、共有する、学び合う」ことを念頭に置き、生産体制の相互補完を強めるなど連携機能を発揮することで、不確実性の高い経済環境に向き合って行く方針とのことです。

対象者は上記方針を踏まえ中期計画期間中、2ヶ年を終えほぼ計画通りの実績を上げてきた一方で、最終期である2025年3月期は、これまで業績を牽引してきた建設機械産業向け鍛造部品の受注低下、タイ国の金利政策に伴うピックアップトラック向け部品の販売不振など、厳しい経営環境の影響を受けるものと想定しているとのことです。また、ウクライナ情勢、深刻な中東情勢、中国経済の先行き懸念などが対象者グループの受注活動や収益状況に悪影響を及ぼす可能性があると認識しているとのことです。このような状況に対し、コロナ禍後の主要取引先の新車発売、エネルギー費用や労務費の製品販売価格への適正な反映効果を織り込みつつ、更には自助努力による生産性の向上、設備及び人的資本投資の選択と集中に主眼を置いた事業改善に取り組むことで、業績の立て直しを図っているとのことです。他方、対象者は、足元の激変する事業環境を踏まえ、従来の延長線上にはない「抜本的な企業価値向上策」を2024年7月に策定し、果断に実行していく必要があるとも認識しており、企業価値向上のための前提として、対象者グループとしてはグループの全体最適を徹底的に意識し、主に以下の6つの視点から「事業インフラ改革」をスピード感を持って成し遂げていくことが不可欠であると考えているとのことです。

(ア) グループガバナンス強化

全社を統括する人材の配置、新技術にチャレンジするための研究開発体制、事業変革を推進可能な外部人材の招聘等、グループ全体の最適経営を実現可能とする組織・人員体制を構築する。

(イ) グループ事業構造・製品ポートフォリオ変革

不採算事業の取り止めを含む抜本的な選択と集中を図り、拠点毎の「強み」を際立たせることを企図した製品ポートフォリオへの変更、あるべき価格で顧客提案するための体制整備（原価計算の精緻化を含む。）を構築し、利益が出る価格設定の仕組みを創出する。

(ウ) グループ内最適生産の追求

各種KPI（注4）等を共通化し、グループ各社のコスト構造の比較や分析を容易にすることでグループ内の最適生産を追求する。

(エ) グループ一体型営業と物流の仕組みづくり

グループ一体となった営業推進の徹底、グループ内での物流合理化の追求、新規顧客（特に非自動車領域）の開拓を行う。

(オ) グループDXの推進

外部視点を有するプロジェクトマネージャー人材を活用することで使い勝手の良い原価計算・管理体制を構築するためのグループ統一の基幹業務システムを新たに導入する。

(カ) グループでの脱炭素推進

外部専門家の活用の検討や他社事例の研究を行いつつ、グループ一体で省エネの推進を行う。

(注4) 「KPI」とは、「Key Performance Indicator」の略称で、業績評価のための管理指標を意味するとのことです。

更に、対象者は、上記の事業インフラ改革とあわせ、以下8つの重点施策からなる「シンニッタングループRe・Born計画」を2024年7月に策定し、着実に実行することとしたとのことです。

(ア) 主要取引先との取引適正化

(イ) グループ内最適生産体制構築のための設備の集約と廃棄

(ウ) 成長分野への重点投資（ロボット、EV部品、建築関連部品等）

(エ) 鍛造+αの付加価値の追求～川上（設計力強化）と川下（機械加工等）の強化

(オ) 的を絞った省人化・自動化投資の推進

(カ) OEMの内製化、中小外注先の受け皿追求

(キ) 国内3社の統合検討と統合システムを活用したDX化による生産性向上

(ク) 新素材、新技術、脱炭素に資する研究開発費の投入

(ii) 公開買付者と対象者との協議、公開買付者による意思決定の過程

日本モノづくり未来ファンドは、日本における高い技術・技能を維持し、モノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人財・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資し、企業の持続的な成長を通じて、日本のモノづくりの発展に寄与することを目的として設立されました。日本モノづくり未来フ

アンドは、ファンドの理念に合致する投資候補先企業を探索する中、対象者は高い鍛造技術を持つ一方で経営リソースが不足しており、スパークスによる経営改善のサポートを実施することで企業価値向上の余地がある企業の1つであると判断し、従前から日本モノづくり未来ファンドの潜在的な投資候補先について継続的に議論を行っていた野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して対象者への紹介を依頼しました。その後、スパークスは野村證券から2023年2月初旬に対象者を紹介され、対象者の今後の成長戦略についてスパークスと対象者の間で協議を開始いたしました。スパークスは、2023年12月初旬、対象者に對し、対象者の競争力強化及び企業価値の向上を図る観点から、対象者の非公開化を目指し、新たな資本パートナーとしてスパークスを選定するといった、外部の経営資源の活用について初期的な案を説明しました。具体的には、非公開化後の最終的な株主構成や経営体制の見直し、100日プラン（「シンニッタングループRe・Born計画」に定められた各施策を推進するために必要な体制づくりや現状分析、課題把握等の実施案）について、スパークスが過去に扱った投資案件の事例を用いて提示しました。この説明を受けて対象者は、社内で改めて外部パートナーと連携した非公開化について検討を行ったとのことで、2024年4月初旬には、対象者からスパークスに対し、非公開化に向けた外部パートナーの候補としてスパークスを選定した旨の説明がありました。また、非公開化に向けたより具体的な進め方を検討すべく、同年4月末にスパークスと対象者は機密保持契約を締結しました。その後、スパークスは、対象者について初期的なデュー・ディリジェンスを行い、その結果を踏まえ、対象者との間で、課題解決や成長戦略に係る協議を継続的に行いました。

かかる協議を通じ、スパークスは、対象者が自動車業界の事業環境の変化に対応するためには、グループ全体の最適経営を行うための管理体制の構築や、プレス、ハンマー、アップセッター等の製造設備を活用し異形や大型部品を含む様々な鍛造品成形対応が可能という強みを活かした既存製品の競争力の維持・向上に加え、産業機械・産業用ロボット向け鍛造品の拡販に向けた生産ラインの整備を通じて競争優位性を確立し、鍛造事業ポートフォリオの再構築を行っていく必要性があると認識し、当該方針の達成のためには、生産設備等の拡大に向けた大規模な設備投資及び研究開発、DX領域への投資や将来を見据えた人材への投資、機動的なM&Aの実施等が必要であると考えるに至りました。他方で、これらの施策の実施は、先行費用や設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施することは、短期的には業績を圧迫し株価の下落要因となる可能性や配当を維持できなくなる可能性があるという観点から既存株主にとって負担になる可能性も想定され、また、対象者は1962年8月の東京証券取引所市場第二部への上場以来、知名度の更なる向上による優れた人材の確保、社会的な信用力向上による取引先の拡大等、上場会社として様々なメリットを享受してきた一方、対象者のブランド力や信用力は事業活動を通じて維持・獲得される部分が大きいと考えられ、上場を維持するための相応の負担と比較して、継続して株式の上場を維持することのメリットは大きくないものと考えるに至りました。

上記検討を踏まえ、スパークスは、2024年7月31日、対象者に対して、本取引の実施による、対象者の完全子会社化に関する初期的な提案（2023年12月初旬の提案内容と比較すると、機密保持契約に基づくより詳細な対象者社内情報をもとに構築した仮説を含む点が異なります。）を実施いたしました。その後、スパークスは2024年8月下旬、スパークスグループ及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券を選任の上、本取引に関する具体的な検討を開始いたしました。その後、スパークスは、2024年8月下旬から2024年12月下旬までの間、本取引の実現可能性の精査のため、対象者グループに対するより詳細なデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）や対象者の経営陣との面談等を実施いたしました。本デュー・ディリジェンス及び工場への現地訪問等の各種分析を通じて、スパークスは、対象者の生産設備の老朽化等の課題や遊休生産設備の稼働率向上に向けた新規顧客の開拓等の将来の成長戦略について確認するとともに、対象者の完全子会社化を実施した上で経営管理や生産管理の体制強化を起点とした事業変革を実施することが対象者の経営課題の克服と中長期的な成長、更なる企業価値向上に資すると判断するに至りました。

このような検討の結果等を踏まえ、2025年1月24日、スパークスは対象者及び対象者において設置された本特別委員会（下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に定義します。以下同じです。）に対して、本デュー・ディリジェンス、対象者の事業計画、市場株価の動向並びにスパークスにおける対象者株式価値の試算結果及びスパークスの日本モノづくり未来ファンドとしての投資リターンを確保することに対する責任の観点から、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を2025年3月期の期末配当を無配とする前提で、300円（本公開買付価格の提案日の前営業日である2025年1月23日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値208円に対して44.23%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、

レミアムの計算において同じです。) のプレミアムを加えた価格) とする旨の提案を行いました。その後、2025年1月27日、対象者及び本特別委員会より、スパークスが本公開買付価格として提案した300円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準から乖離しているとして、再検討を要請されました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年2月4日、本公開買付価格を310円(提案日の前営業日である2025年2月3日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値203円に対して52.71%のプレミアムを加えた価格)とする旨の2回目の提案を実施いたしました。その後、2025年2月5日、対象者及び本特別委員会より、スパークスが本公開買付価格として提案した310円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準から依然として乖離しているとして、再検討を要請されました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年2月12日、本公開買付価格を340円(提案日の前営業日である2025年2月10日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値207円に対して64.25%のプレミアムを加えた価格)とする旨の3回目の提案を実施いたしました。その後、2025年2月13日、対象者及び本特別委員会より、スパークスが本公開買付価格として提案した340円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準から依然として乖離しているとして、再検討を要請されました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年2月17日、本公開買付価格を360円(提案日の前営業日である2025年2月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値208円に対して73.08%のプレミアムを加えた価格)とする旨の4回目の提案を実施いたしました。その後、2025年2月18日、対象者及び本特別委員会より、スパークスが本公開買付価格として提案した360円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準と引き続き乖離があるとして、再検討を要請されました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年2月21日、本公開買付価格を380円(提案日の前営業日である2025年2月20日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値208円に対して82.69%のプレミアムを加えた価格)とする旨の5回目の提案を実施いたしました。その後、2025年2月25日、対象者及び本特別委員会より、スパークスが本公開買付価格として提案した380円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準であるとまでは言えないとして、本公開買付価格を400円以上とすることを要請されました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年2月26日、本公開買付価格を403円(提案日の前営業日である2025年2月25日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値209円に対して92.82%のプレミアムを加えた価格)とする旨の最終提案を実施いたしました。その後、2025年2月27日、本特別委員会より、最終的な対象者の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者の取締役会決議を経てなされるという前提のもと、本公開買付価格を403円とすることで応諾する旨の連絡を受領いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年7月31日、スパークスから本取引に関する初期的な提案を受けたことから、スパークスグループとの間で協議を開始することや本取引の実施の是非等を含めて検討を開始するため、2024年8月22日開催の取締役会において、スパークスグループ及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、フィナンシャル・アドバイザーとしてりそな総合研究所株式会社(以下「りそな総合研究所」といいます。)を、第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。)をそれぞれ選任したことです。なお、本取引に係るりそな総合研究所に対する報酬は、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬が含まれているとのことです。しかし、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立になった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の公表や成立を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断のうえ、上記の報酬体系によりりそな総合研究所を対象者のフィナンシャル・アドバイザーとして選任しているとのことです。また、対象者は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないものの、TMI総合法律事務所の助言を踏まえ、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、2024年8月22日付の取締役会決議に基づき、対象者の独立社外取締役である森谷弘史氏(対象者社外取締役)、辻孝夫氏(対象者社外取締役(監査等委員))及び齊藤健一氏(対象者社

外取締役（監査等委員）の3名によって構成される、スパークスグループ及び対象者のいずれからも独立した特別委員会を設置し（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）、本取引に係る提案を検討するための体制を構築したことです。

なお、対象者は、スパークスから本取引に関する初期的な打診を受けた後、2024年11月13日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、2025年3月期通期連結業績予想の下方修正を行っているとのことですが、当該業績予想修正は、特に一部乗用車部品の受注時期後ろ倒し、ピックアップトラック向け部品の販売不振の影響等が大きく、業績全体が下方に遷移し、当初想定以上に経営環境が悪化していたことから、東京証券取引所の適時開示基準に基づいて開示したものであり、本取引に関連して、又は本取引を意図して行われたものではないとのことです。

その後、対象者は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、TMI総合法律事務所、りそな総合研究所及び山田コンサルの助言を受けながら、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容等を踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の諸条件について、スパークスとの間で複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者及び本特別委員会は、2025年1月24日に、スパークスから、本公開買付価格を300円とする旨の提案を受領したことです。これに対し、対象者及び本特別委員会は、2025年1月27日に、スパークスが本公開買付価格として提案した300円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準から乖離しているとして、本公開買付価格の再検討を要請したことです。対象者及び本特別委員会は、かかる要請を受けたスパークスから、2025年2月4日に、本公開買付価格を310円とする旨の提案を受領したことです。これに対し、対象者及び本特別委員会は、2025年2月5日に、スパークスが本公開買付価格として提案した310円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準から依然として乖離しているとして、本公開買付価格の再検討を要請したことです。対象者及び本特別委員会は、かかる要請を受けたスパークスから、2025年2月12日に、本公開買付価格を340円とする旨の提案を受領したことです。これに対し、対象者及び本特別委員会は、2025年2月13日に、スパークスが本公開買付価格として提案した340円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準から依然として乖離しているとして、本公開買付価格の再検討を要請したことです。対象者及び本特別委員会は、かかる要請を受けたスパークスから、2025年2月17日に、本公開買付価格を360円とする旨の提案を受領したことです。これに対し、対象者及び本特別委員会は、2025年2月18日に、スパークスが本公開買付価格として提案した360円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準から依然として乖離しているとして、本公開買付価格の再検討を要請したことです。対象者及び本特別委員会は、かかる要請を受けたスパークスから、2025年2月21日に、本公開買付価格を380円とする旨の提案を受領したことです。これに対し、対象者及び本特別委員会は、2025年2月25日に、スパークスが本公開買付価格として提案した380円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準であるとまでは言えないとして、本公開買付価格を400円以上とすることを要請したことです。対象者及び本特別委員会は、かかる要請を受けたスパークスから、2025年2月26日に、本公開買付価格を403円とする旨の最終の提案を受領したことです。これに対し、本特別委員会は、2025年2月27日に、最終的な対象者の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者の取締役会決議を経てなされるという前提のもと、本公開買付価格を403円とすることで応諾したことです。

以上の経緯のもとで、対象者は2025年2月28日に、山田コンサルから2025年2月27日付で取得した株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）の内容、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2025年2月27日付の答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら（本答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）、本取引について、企業価値向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、以下の観点から本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断しているとのことです。

対象者は、厳しい事業環境の中で、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、6つの視点から「事業インフラ改革」をスピード感持って成し遂げていくことが不可欠であると認識し、あわせて8つの重点施策からなる「シンニッタングループRe・Born計画」を策定し、これら施策を着実に実行することを目指しているとのことです。しかしながら、これら施策を成し遂げるためには、鍛造を科学技術的に理解している生産技術者やIoT・DXを生産性向上に結び付ける人材等、グループ内における人材が不足しており、対象者の経営資源のみにより成し遂げることが困難な状況にあるとのことです。また、主要取引先との取引価格の適正化やグループ内最適生産体制構築のための設備の集約と廃棄に向けても相応に時間がかかることが想定されることです。

一方で、対象者は、スパークスが管理・運営する日本モノづくり未来ファンドの「日本における高い技術・技能を維持し、モノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人財・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資し、生産・業務改善や経営戦略の策定等により支援します。企業の持続的な成長を通じて、日本のモノづくりの発展に寄与することで、社会に貢献します。」という理念に共鳴するとともに、対象者としては具体的に以下のシナジーが見込めると認識し、対象者の中長期的な成長と事業価値の向上を図ることが可能であるとの考えに至ったとのことです。

(a) グループ全体の最適経営を行うための体制整備

対象者グループは、国内3社及び海外1社と法人格が分かれていることもあり、グループ全体最適（設備の特徴を最大限生かした生産体制の構築や不要設備の廃棄、対象者グループ各社の受注状況に応じたヒト・モノ・カネなど経営資源の最適配分等）のための意思決定がスムーズにできないケースがあることが課題であると認識しており、グループ全体の最適経営を行うためには、事業変革を推進する人材や技術軸で全社を統括する人材が欠かせないとのことです。対象者においてはこれらの人的リソースが不足しているところ、スパークスからはスパークスのほか、スパークスのネットワーク（スパークスグループが運用するベンチャーキャピタルの投資先等を含むとのことです。）を通じてIoT・DX等のデジタル領域に関する外部専門家等の人材の紹介や派遣を受け、全社戦略の構築と社内コンセンサスの形成、最適な組織・人員体制（特にコーポレート部門）の構築、グループ一体営業の推進、グループ内での物流合理化の追求、及びDXの推進等、企画段階だけでなく実行段階においても支援を受けられる見込みとのことです。

(b) 主要取引先との取引の適正化

鍛造事業については低採算の取引が多いうえに長期趨勢的に受注が減少しており、厳しい事業環境を踏まえると更なる利益率の低下が懸念されるとのことです。このため対象者としては値上げ交渉を含む販売価格の適正化、付加価値向上策、不採算事業の取り止めを含む選択と集中を実行することで新しい事業ポートフォリオを構築する等の収益面での改善が必須であると認識しているとのことです。いずれの施策にも共通して影響する原価管理の高度化に関して、単なる仕組みの構築のみならず、その根本・背景にある原価管理の目的の明確化、及び目的に即したデータ基盤の作成・整備等が重要だと理解しており、スパークスからは、対象者と同業の企業への投資を通じて得た知見やノウハウを活かし、事前準備・開始段階からハンズオンで支援を受けられる見込みとのことです。

(c) 販路拡大と新規顧客の開拓

鍛造業界において、既存顧客の受注を伸ばすだけでは成長戦略が描きにくい状況にある中、省人化ニーズで成長が期待できるロボット分野等への販路拡大や新規顧客の開拓が欠かせないと認識しており、スパークスからも、同分野の成長性に鑑みて、対象者が営業リソースを最も集中投下すべき分野の一つであるとの指摘を受けているとのことです。対象者はグループ一体となった営業推進体制の構築を予定しており、推進にあたっては、単に営業力を強化するだけでなく、あわせてR&D機能（注5）の整備や非自動車領域拡販のための設備投資コミットメント等も必要になるものと考えているとのことです。グループ内における既存リソースの配置や稼働状況の把握、全社目線での顧客ニーズの洗い出し、既存技術の棚卸等グループ全体を俯瞰しつつ、各社個別最適を目指していた営業・R&D機能を、グループ一体の機能への昇華に向け、これら推進のための必要な人材や外部パートナーの招聘等、スパークスからプロジェクト推進のサポートを受けることで、よりスピード感ある推進が可能になると想定しているとのことです。

(d) 生産現場・生産効率の改善

対象者の事業の特性上、生産現場においては重筋作業（注6）や危険作業が発生しているとのことです。また、設備の故障も相応に発生しており、生産効率の改善や不良率の削減が必須となっているとのことです。これらに対しては、自動化投資や省人化投資を進める必要があり、対象者と同業の企業への投資を通して得たスパークスの知見やノウハウを活用し、更には十分な費用対効果を見込める投資や、設備保全要員の補充や設備保全計画の見直しを通して設備故障率・不良率の低減を目指しつつ、保全人員の育成を進める等の対応が可能

になると想定しているとのことです。

(e) DX、SXの推進（カーボンニュートラルの実現）

対象者グループの国内2社が使用しているシステムがオフコン（注7）であることなど、DXやIoTへの取組みが大幅に遅れているとのことです。また、対象者グループとして2030年のCO2削減目標（2013年度比38%減少）を掲げているものの、目標達成に向けた具体策を策定するには至っておらず、対象者の顧客との取引関係にも悪影響が生じるリスクを内包していると考えているとのことです。DXに関しては、スパークスグループが運用するベンチャーキャピタルのDXに関して先端技術を保有していると考えられる100社を超える投資先やネットワークを活用して製造業におけるDX/AI先進活用事例の紹介等により効率的にプロジェクト推進の支援を受けることが可能になると想定しているとのことです。また、SX推進に関しても、スパークスから具体的な削減量と投資額に加え、炭素税等が経営に与えるインパクトなど、全体的な投資対効果を可視化のうえで議論することを想定しつつ、自動車部品サプライヤーの本領域において知見と経験を有する外部の専門家やコンサルタントの招聘等のサポートを見込んでいるとのことです。

(注5) 「R&D」とは、「Research and Development」の略称で、企業や組織が新しい製品、サービス、技術、プロセスなどを開発するための活動や機能を意味することです。

(注6) 「重筋作業」とは、肉体的に重い負荷がかかる作業を意味することです。

(注7) 「オフコン」とは、「オフィスコンピュータ」の略称で、1970年代から1990年代にかけて中小規模の企業や部門で広く普及したコンピュータシステムを意味することです。

上記の施策の実現は、中長期的に見れば対象者グループの大きな成長及び収益の拡大につながるもの、他方で、各施策を実行する段階において、短期的な収益に直結しない可能性があり、上場会社の施策として資本市場から十分な評価を得られない場合においては、株価の下落を招き、対象者既存株主の期待に沿えないおそれがあり、対象者が上場を維持したままでこれらの諸施策を迅速に実施することは困難であると考えているとのことです。なお、対象者株式の非公開化を行った場合、上場会社として享受してきた社会的な信用力及び知名度向上による優れた人材の獲得及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられ、また、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなるとのことです。しかしながら、近時の上場維持コストの上昇を踏まえると、今後も継続して上場を維持することの意義は乏しくなっており、また対象者グループの現在の財務状況を勘案すると大規模な資金調達の必要性は見込まれず、加えて対象者の社会的信用力や知名度向上による優れた人材の獲得等は、今後の事業活動を通じた獲得が見込まれる部分もあり、対象者が創業以来築いてきた社会的な信用力及び知名度に照らし合わせれば、非公開化による悪影響は大きくなるものと考えられるとのことです。なお、スパークスグループの傘下に入ることで生じうる固有のデメリットは特段存在しないと考えているとのことです。

したがって、対象者取締役会は、上記に記載した検討を踏まえて、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断し、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することで、機動的かつ柔軟な意思決定が可能となる株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新たな経営体制を構築し、あわせてスパークスによる経営・生産面の支援を最大限活用することが、対象者の企業価値向上に資するとの結論に至ったとのことです。

また、対象者は、本公開買付価格について、(i)下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている山田コンサルによる対象者株式価値算定書における対象者株式の株式価値算定結果によれば、市場株価法及び類似会社比較法の上限値を上回り、ディスカウントド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく1株当たり株式価値レンジに収まる水準となっていること、(ii)本公開買付価格（403円）が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年2月27日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場（以下同じです。）における対象者株式の基準日の終値208円に対して93.75%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値207円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して94.69%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値205円に対して96.59%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値206円に対して95.63%のプレミアムが加算されたものであり、当該プレミアム水準は、経済産業省の「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「公正M&A指針」といいます。）が公表された2019年6月28日以降に公表され、2025年2月26日までに成立した事例のうち、上場会社の非公開化を目的とした事例であって、対象会社より賛同の意見表明及び応募推奨がなされた公開買付け事例（MBO、又は対象会社が公開買付者の連結子会社又は関連会社である事例を除きます。）のうち、リーク報道が確認されていない事例83件（プレミアム水準の平均値は、公表日の前営業日が51.69%、直近1ヶ月

月間が51.54%、直近3ヶ月間が52.73%、直近6ヶ月間が53.44%）との比較において、上記同種事例におけるプレミアム水準を優に上回っていること、(iii)下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られたうえで決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付価格は妥当性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したことです。

なお、本公開買付価格は、対象者の2024年12月31日現在の簿価純資産額である26,814百万円を自己株式控除後の発行済株式総数（37,248,538株）で割ることにより算出した1株当たり純資産額である720円（小数点以下四捨五入。以下対象者の1株当たり純資産額において同じです。）を下回っており、本公開買付価格（403円）は当該金額との比較で44.03%のディスカウントとなっているものの、仮に対象者が清算する場合においても、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、鍛造品の原材料である各種金属の溶融金属片、溶剤や燃料油等の製造工場における土壌汚染の調査・除染費用等の清算に伴う追加コストの発生、また、製造工場は汎用性が乏しく、本社及び工場の各建屋等は建築後相当程度の年月が経過し老朽化していることを踏まえると簿価により売却することが困難と見込まれるため、更地での売却が必要であり、建屋の取り壊しにも費用を要すること、製造工程の仕掛品や製品、原材料の廃棄等を考慮すると、相当程度の毀損が見込まれることです。

加えて、子会社を含めた対象者グループの清算を行う場合、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、対象者の株主の皆様に最終的に分配されることとなる金額は、現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定されるということです。そのため、対象者は、1株当たり簿価純資産額が対象者株式の公正価値の最低価格となるという考え方を採用し難いと考え（なお、対象者においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、また、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される、想定の清算価値を上回っていることの確認までは行っておらず、同時に、想定の清算価値が本公開買付価格を下回っていることの確認も行っていないことです。）、また、純資産額は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えていることです。

以上のとおり、対象者は、2025年2月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、上記対象者取締役会における決議の詳細については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認（監査等委員を含む。）」をご参照ください。

③ 本取引後の経営方針

スパークスは、本取引の完了後においては、国内外の企業等への投資経験を基に、対象者グループの経営リソースが不足している領域を中心に、スパークスグループ及びその投資先ネットワークの投資実績に基づく知見を最大限活用し、対象者の更なる企業価値向上に資する支援を実施する予定です。

具体的には、全社目線での戦略策定や営業・物流面での拠点間の連携、部門横断的なリソースの最適配分、全社共通のKPI設定等を実施することでグループ全体の最適経営を推進することや、鍛造事業や建機事業及び物流事業における利益率の改善、生産現場・生産効率の改善、販路拡大・新規顧客の開拓を進めるため、従業員の採用、研修、定着率強化に関する様々な事例紹介や人事制度改革サポート、DX/AI先進活用事例の紹介と対象者への導入支援、経営戦略・中期経営計画の策定、実行支援及び経営改善支援、各種専門人材の招聘、協業先候補となるスタートアップ企業の紹介や協業実現に向けた支援、カーボンニュートラル実現に向けたシナリオ・投資計画策定支援及びトラッキング等を検討しております。

また、スパークスは、本取引の完了後、対象者の所有する賃貸不動産の一部を処分することを検討しております。

なお、その他の経営体制、経営方針等については現時点で決定・想定しているものではなく、本公開買付けの成立後に、公開買付者及び対象者との間で協議・検討していく予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本書提出日現在、対象者の親会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引にも該当しませんが、公開買付者は、公開買付者が本公開買付けを通じて対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としており、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、スパークスグループ及び対象者から独立した第三者算定機関として、山田コンサルに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、山田コンサルから、2025年2月27日に、対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、山田コンサルは、スパークスグループ及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、山田コンサルに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。対象者は、「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えたことから、山田コンサルから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

(ii) 対象者株式に係る算定の概要

山田コンサルは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社の市場価値との比較において株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値算定を行っているとのことです。

山田コンサルが上記の手法に基づいて算定した対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	205円から208円
類似会社比較法	347円から381円
DCF法	368円から497円

市場株価法では、算定基準日を2025年2月27日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日における終値208円、直近1ヶ月間の終値単純平均値207円、直近3ヶ月間の終値単純平均値205円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値206円をもとに、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を205円から208円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を行い、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を347円から381円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2025年3月期から2030年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益予測及び投資計画を前提として、対象者が2025年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値及び株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を368円から497円と算定しているとのことです。

なお、本事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれるとのことです。具体的には、2026年3月期は、国内での鍛造事業の営業利益率の回復により、営業利益4億46百万円（前期は赤字）が見込まれているとのことです。2027年3月期は、国内及びタイ国での鍛造事業の売上と営業利益率の増加により、営業利益6億47百万円（前期比+45.1%）が見込まれているとのことです。2028年3月期は、国内及びタイ国での鍛造事業の売上と営業利益率の増加により、営業利益10億5百万円（前期比+55.3%）が見

込まれているとのことです。また、2026年3月期から2029年3月期までの事業計画期間において、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれておりますが、これは、営業利益の増加に加えて対象者が見込んでいる売上高等の増加に伴う運転資本の増加と、設備投資額が毎期変動することによるものとのことです。具体的には、2026年3月期は、営業利益が増加している一方で、設備投資の増加、運転資本の増加により、フリー・キャッシュ・フロー△3億22百万円が見込まれているとのことです。2027年3月期は、営業利益の増加及び運転資本の増加額の減少により、フリー・キャッシュ・フロー△87百万円が見込まれているとのことです。2028年3月期は、営業利益の増加及び設備投資の減少により、フリー・キャッシュ・フロー3億90百万円が見込まれているとのことです。2029年3月期は、設備投資の減少、運転資本の増加額の減少により、フリー・キャッシュ・フロー6億97百万円が見込まれているとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

山田コンサルは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2024年8月22日に、対象者の独立社外取締役である森谷弘史氏（対象者社外取締役）、辻孝夫氏（対象者社外取締役（監査等委員））及び齊藤健一氏（対象者社外取締役（監査等委員））の3名から構成されるスパークスグループ及び対象者のいざれからも独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置したとのことです（なお、本特別委員会の委員の報酬については、固定額となっており、成功報酬は採用していないとのことです。また、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）。

対象者取締役会は、本特別委員会設置の決定に際し、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的の合理性（本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含みます。）に関する事項、(ii)本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の妥当性を含みます。）に関する事項、(iii)本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。）に関する事項、(iv)上記(i)乃至(iii)及びその他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明を含みます。）を決定することが少数株主に不利益か否か（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問したことです。更に、対象者取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件等について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定（本公開買付けに対する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含みます。）を行わないことを併せて決議しているとのことです。

加えて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、(i)対象者の費用負担の下、本取引に係る調査（本取引に關係する対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めるなどを含みます。）を行うことができる権限、(ii)対象者に対し、(a)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を公開買付者に伝達すること、及び(b)本特別委員会自ら公開買付者（本取引に係る公開買付者のアドバイザーを含みます。）と協議・交渉する機会の設定を求めることができ、また、本特別委員会が当該機会の設定を求める場合であっても、対象者は、公開買付者と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに本特別委員会に報告し、本特別委員会は、当該内容を踏まえ、公開買付者との協議・交渉の方針について、対象者に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができる権限、(iii)必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができ、また、本取引に係る対象者のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができるほか、必要と認めるときはアドバイザーの変更を求めることができる権限を付与したとのことです。これを受け、本特別委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるりそな総合研究所、及び対象者の第三者算定機関である山田コンサルにつき、いざれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、対象者のリーガル・アドバイザー、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。

本特別委員会は、2024年9月11日より2025年2月27日までの間に合計16回開催され、本諮問事項についての協

議及び検討が慎重に行われたとのことです。具体的には、本特別委員会は、(i)公開買付者に対する、本取引の目的・背景、本取引の条件及び本取引後の対象者の経営方針等に関する事項のヒアリング、(ii)対象者に対する、山田コンサルによる対象者株式の株式価値算定の前提とした事業計画の内容及び策定方法、並びに公開買付者の提案内容及び本取引後の対象者の経営方針等に関する事項のヒアリング、並びに(iii)山田コンサルに対する、対象者株式の株式価値算定に関する事項のヒアリング等を行っているとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年2月27日、対象者取締役会に対し、委員全員の一一致で、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しているとのことです。

(a) 答申内容

- ① 本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は合理的である。
- ② 本取引の実施方法を含む本取引の取引条件は妥当である。
- ③ 本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正である。
- ④ 上記①乃至③を踏まえ、対象者の取締役会が、(i)本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、及び(ii)本公開買付け後に本スカイーズアウト手続を実施することを決定することは、対象者の少数株主にとって不利益ではない。

(b) 答申理由

I. 本取引の目的の合理性

(i) 本取引の目的等

本特別委員会は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容等について、対象者及びスパークスグループに対して質疑を行った。

(ii) 検討

本特別委員会は、上記の対象者を巡る経営環境その他の事項を踏まえた本取引の目的の具体的な内容の当否・合理性、本取引が対象者の従業員や取引先等に与える影響、及びこれらを踏まえた対象者の企業価値向上の可能性等について、詳細な検討を実施した。具体的には、本特別委員会は、現在の対象者が置かれた経営環境の中、スパークスグループがいかなる企業価値向上の施策案を構想し、それがどの程度具体的で実践的か、それを実行に移すために本取引を実施する必要性はあるのか、本取引の実施が対象者の事業上どのようなメリットをもたらし、他方でデメリットの有無、程度はどのように想定されるか等を含めて、総合的に検証を行った。その結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の対象者及び公開買付者が想定している本公開買付けを含む本取引の意義及び目的には、特に不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本取引は対象者の企業価値向上を目的として行われるものといえ、対象者が想定している各施策を実現する必要があるとの対象者の判断に特段不合理な点は認められないと判断するに至った。

また、本特別委員会としても、スパークスグループとの質疑応答の内容等を踏まえると、公開買付者は対象者の経営の独立性を尊重する方針であり、本取引によって、特に以下のシナジー及びメリットが期待できると考えるに至った。

- ・単なる経営改善の支援にとどまらず、日本モノづくり未来ファンドを通じた技術指導及びボトムアップとしての現場改善等も期待できること。
- ・日本モノづくり未来ファンドは、一般的なキャピタルゲインを目的とするPEファンドではなく、国内のモノづくり企業に投資し、企業の持続的な成長を通じて、日本のモノづくりの発展に寄与することを目的として組成されたファンドとのことであるため、日本モノづくり未来ファンドが発行済株式の全てを所有する公開買付との本取引は、対象者における長期的な利益の獲得に資すると考えられること。
- ・スパークスグループから人材の招聘等を受けることにより、グループガバナンス強化等の対象者の中長期的な課題が、より迅速に、より確実に実現でき、対象者の事業計画の実行性が確保されるものと

考えられること。

一方で、対象者株式の非公開化を行った際には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用力、知名度の向上を通じた人材確保や取引先をはじめとするステークホルダーに影響を及ぼす可能性が一般的には考えられる。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると当面の間エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれないこと、対象者の社会的な信用力及び知名度は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きいこと等を踏まえると、上場を維持する必要性及び非上場化によるデメリットは限定的であると考えられる。

(iii) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は対象者の企業価値の向上に資することを企図するものであると認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

II. 本取引の取引条件の妥当性

(i) 山田コンサルによる株式価値算定書

対象者が、スパークスグループ及び対象者から独立した第三者算定機関である山田コンサルから取得した株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると205円から208円、類似会社比較法によると347円から381円、DCF法によると368円から497円とされているところ、本公開買付価格である403円は、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限値を上回るとともに、DCF法による算定結果の範囲内の金額である。

そして、本特別委員会は、山田コンサルから株式価値算定に用いられた算定方法等について、山田コンサル及び対象者から、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる対象者の事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

加えて、本公開買付価格は、対象者株式の2025年2月27日の東京証券取引所スタンダード市場における終値208円に対して93.75%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値207円に対して94.69%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値205円に対して96.59%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値206円に対して95.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、当該プレミアム水準は、公正M&A指針が公表された2019年6月28日以降に公表され、2025年2月26日までに成立した、上場会社の非公開化を目的とした公開買付け事例（MBO、又は対象会社が公開買付者の連結子会社又は関連会社である事例を除く）のうち、リーク報道が確認されていない事例83件（プレミアム水準の平均値は、公表日の前営業日が51.69%、直近1ヶ月間が51.54%、直近3ヶ月間が52.73%、直近6ヶ月間が53.44%）との比較において、上記同種事例におけるプレミアム水準を優に上回っている。

なお、本公開買付価格は、対象者の2024年12月31日現在の簿価純資産額である26,814百万円を自己株式控除後の発行済株式総数（37,248,538株）で割ることにより算出した1株当たり純資産額である720円（本公開買付価格は当該金額との比較で44.03%のディスカウント）を下回っているものの、純資産額は将来の収益性を反映するものではなく、継続企業である対象者の企業価値の算定において重視することは合理的ではないため、取引条件の妥当性の判断には影響しないものと考えられる。

(ii) 交渉過程の手続の公正性

下記「III. 本取引の手続の公正性」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

また、実際に、交渉の結果として、対象者株式1株当たり300円とする公開買付者の当初の提案より、合計で103円の価格引上げを引き出している。

(iii) 本公開買付け後の手続の合理性

本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スケイズアウト手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められる。

(iv) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

III. 本取引の手続の公正性

(i) 特別委員会の設置

対象者は、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2024年8月22日に、対象者の独立社外取締役である森谷弘史氏（対象者社外取締役）、辻孝夫氏（対象者社外取締役（監査等委員））及び齊藤健一氏（対象者社外取締役（監査等委員））の3名から構成される本特別委員会を設置している。また、対象者は、本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないこととしている。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。また、本特別委員会の各委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していない。

(ii) 対象者による検討方法

対象者が本取引について検討するにあたっては、スパークスグループ及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるりそな総合研究所、第三者算定機関である山田コンサル及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

なお、本特別委員会は、りそな総合研究所、山田コンサル及びTMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、対象者のフィナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認している。

本取引に係るりそな総合研究所に対する報酬には、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の公表や成立を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではない。

また、山田コンサル及びTMI総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

(iii) 対象者による協議・交渉

対象者は、本特別委員会から事前に助言を受けた交渉方針に従い、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉をスパークスグループとの間で複数回にわたって行っている。具体的には、対象者はりそな総合研究所を通じて、複数回にわたり本特別委員会での質疑応答及び意見交換の内容を尊重した上で、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券を介して価格交渉を実施した。対象者が協議・交渉を行うにあたっては、価格の妥当性についての考え方やスパークスグループに対する回答の仕方についても、同様に、本特別委員会での質疑応答及び意見交換の内容を尊重している。

そして、その交渉の結果として、1株当たり403円という本公開買付価格の決定に至るまでには、対象者株式1株当たり300円とする公開買付者の当初の提案より、合計で103円の価格引上げを引き出している。

(iv) 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

対象者は、本取引に関し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するための措置の一環として、スパークスグループ及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。

なお、TMI総合法律事務所は、公開買付者、スパークスグループ及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。

(v) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本公開買付け成立後の公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総議決権数の3分の2以上となるように24,832,400株（所有割合66.67%）に設定している。本公開買付けが成立するためには、公開買付者との間で応募契約を締結する予定である東プレ、日本製鉄、日本パーカライジング及び日鉄物産が保有する対象者株式数（8,241,200株、所有割合：22.12%）の他に、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式16,591,200株（所有割合：44.54%）以上の応募が必要であり、これは対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数（55,000,000株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（17,751,462株）及び本応募合意株式数（8,241,200株、所有割合：22.12%）を控除した数（29,007,338株、所有割合：77.88%）に係る議決権の数（290,073個）の過半数に相当する数（145,037個）に相当する対象者株式数（14,503,700株、所有割合：38.94%）を上回っており、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たしている。

(vi) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定している。公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図している。また、公開買付者及び対象者は、対象者が第三者から対象者株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉することを制限するような内容の合意や、対象者が公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」という。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていない。このように、公開買付者及び対象者は、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保している。

(vii) 適切な情報開示

本取引においては、本公開買付けが成立した場合に、その後に実施される予定の本スクイーズアウト手続について、公開買付者が提出する公開買付届出書、対象者が公表するプレスリリース等において、十分な開示がなされることが予定されている。

なお、本公開買付け後に本スクイーズアウト手続を行う場合、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、株式売渡請求の場合においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を交付することを定める予定である旨が、株式併合の場合においては、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう株式併合により生じる端数の合計数の売却代金が算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められ、本公開買付けに応募することの強圧性が低減される適切な措置が採られているといえる。

(viii) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

IV. 対象者取締役会が本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明を含む。）を決定することが少数株主に不利益か否かについて

上記I乃至IIIまでにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考えられる事情は段階見当たらず、したがって対象者の取締役会が、本公開買付けへの賛同意見の表明及び対象者の株主に対して応募推奨することを含め、本取引の実施を決定することは対象者の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、スパークスグループ及び対象者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

なお、TMI 総合法律事務所は、スパークスグループ及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、TMI 総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、TMI 総合法律事務所の専門性・独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認（監査等委員を含む。）

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、TMI 総合法律事務所から受けた法的助言及び山田コンサルから取得した対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、対象者の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は妥当性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年2月28日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記取締役会においては、対象者の取締役（監査等委員を含みます。）10名のうち、全員が審議及び決議に参加し、全員一致により決議されているとのことです。

⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定

本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本公開買付け成立後の公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総議決権数の3分の2以上となるように24,832,400株（所有割合：66.67%）に設定しております。本公開買付けが成立するためには、本応募合意株式数（8,241,200株、所有割合：22.12%）の他に、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式16,591,200株（所有割合：44.54%）以上の応募が必要であり、これは対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数（55,000,000株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（17,751,462株）及び本応募合意株式数（8,241,200株、所有割合：22.12%）を控除した数（29,007,338株、所有割合：77.88%）に係る議決権の数（290,073個）の過半数に相当する数（145,037個）に相当する対象者株式数（14,503,700株、所有割合：38.94%）を上回っており、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たしております。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。また、公開買付者及び対象者は、対象者が第三者から対象者株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉することを制限するような内容の合意や、対象者が公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対して、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員からその所有する対象者株式の全てを取得します。この場合、当該各株主の所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対して、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。対象者は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、対象者取締役会において当該株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です（本臨時株主総会の開催は2025年6月上旬頃を想定しております。）。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。この本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができる事になる予定です。な

お、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者は、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いします。

なお、本スクイーズアウト手続が2025年6月30日までに完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、対象者に対して、本スクイーズアウト手続が完了していることを条件として、2025年3月期に係る対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することができる株主を、本スクイーズアウト手続完了後の株主（公開買付者を意味します。）とするため、定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、対象者の2025年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

① 本応募契約（東プレ）

公開買付者は、2025年2月28日付で、東プレとの間で、同社が所有する対象者株式2,585,200株（所有割合：6.94%）を本公開買付けに応募することに合意する旨及び以下の内容を含む本応募契約（東プレ）を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、東プレに対して、本公開買付けの応募の対価のほかに、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしておりません。

（i）東プレは、以下の前提条件が充足されていること（又は東プレにより放棄されていること）を条件に、東プレが所有する対象者株式全てを本公開買付けに応募すること

- ① 本公開買付けが法令等に従って開始され、かつ、撤回されていないこと
 - ② 公開買付者による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること
 - ③ 公開買付者が本応募契約（東プレ）に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること
 - ④ （i）対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が適法になされ、（ii）法令等に従つて、対象者により当該意見が公表され、かつ、（iii）当該決議が撤回又は変更されていないこと
 - ⑤ 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も継続しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと
 - ⑥ 対象者について、法第166条第1項柱書の重要事実又は法第167条第1項柱書の公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（東プレ及び公開買付者以外の者による公開買付け等に係るものに限る。）であって、公表（法第166条第4項又は法第167条第4項に規定された意味を有する。）されていないものが存在せず、応募株主において応募時点で当該事実を認識していないこと
- （ii）東プレは、本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における議決権その他の権利行使について、公開買付者の選択に従い、（i）公開買付者若しくは公開買付者が指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ii）公開買付者の指示に従って当該権利行使すること

- (iii) 東プレは、本応募契約（東プレ）の締結日以降、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、直接又は間接に、公開買付者以外の者との間で本公開買付けと実質的に競合、矛盾若しくは抵触し又はそれらおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）を行ってはならず、競合取引に関する第三者に対する提案、接触、勧誘、情報提供、又は協議の申し入れを自ら行ってはならず、また、公開買付者との協議を試みても、第三者から提案された競合取引に応じないことが、東プレの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断できる場合を除き、競合取引に関して第三者と合意してはならないこと
- (iv) 東プレは、(i)本応募契約（東プレ）の締結日以降、公開買付期間の末日の前営業日までの間に、公開買付者以外の者から、本公司買付価格を上回る買付価格により、対象者株式に対する公開買付けが開始された場合、(ii)本応募契約（東プレ）に従い公開買付者との協議を試みてもなお、本公開買付けに応募することが東プレの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断することを条件として、本公開買付けに応募する義務その他本公開買付けに関する義務を負わず、当該公開買付けに応募することができること

加えて、本応募契約（東プレ）において、公開買付者及び東プレは、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡等の禁止等について合意しております。

② 本応募契約（日本製鉄）

公開買付者は、2025年2月28日付で、日本製鉄との間で、同社が所有する対象者株式2,577,600株（所有割合：6.92%）を本公開買付けに応募することに合意する旨及び以下の内容を含む本応募契約（日本製鉄）を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、日本製鉄に対して、本公開買付けの応募の対価のほかに、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしておりません。

- (i) 日本製鉄は、以下の前提条件が充足されていること（又は日本製鉄により放棄されていること）を条件に、日本製鉄が所有する対象者株式全てを本公開買付けに応募すること
- ① 本公開買付けが法令等に従って開始され、かつ、撤回されていないこと
 - ② 公開買付者による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること
 - ③ 公開買付者が本応募契約（日本製鉄）に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること
 - ④ (i)対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が適法になされ、(ii)法令等に従って、対象者により当該意見が公表され、かつ、(iii)当該決議が撤回又は変更されていないこと
 - ⑤ 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も継続しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと
 - ⑥ 対象者について、法第166条第1項柱書の重要事実又は法第167条第1項柱書の公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（日本製鉄及び公開買付者以外の者による公開買付け等に係るものに限る。）であって、公表（法第166条第4項又は法第167条第4項に規定された意味を有する。）されていないものが存在せず、応募株主において応募時点で当該事実を認識していないこと
- (ii) 日本製鉄は、本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における議決権その他の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者が指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii)公開買付者の指示に従って当該権利行使すること
- (iii) 日本製鉄は、本応募契約（日本製鉄）の締結日以降、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、直接又は間接に、公開買付者以外の者との間で競合取引を行ってはならず、競合取引に関する第三者に対する提案、接触、勧誘、情報提供、又は協議の申し入れを自ら行ってはならず、また、公開買付者との協議を試みても、第三者から提案された競合取引に応じないことが、日本製鉄の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断できる場合を除き、競合取引に関して第三者と合意してはならないこと
- (iv) 日本製鉄は、(i)本応募契約（日本製鉄）の締結日以降、公開買付期間の末日の前営業日までの間に、公開買付者以外の者から、本公司買付価格を上回る買付価格により、対象者株式に対する公開買付けが開始された場合、(ii)本応募契約（日本製鉄）に従い公開買付者との協議を試みてもなお、本公開買付けに応募することが日本製鉄の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断することを条件として、本公開買付けに応募する義務その他本公開買付けに関する義務を負わず、当該公開買付けに応募することができること

加えて、本応募契約（日本製鉄）において、公開買付者及び日本製鉄は、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡等の禁止等について合意しております。

③ 本応募契約（日本パーカライジング）

公開買付者は、2025年2月28日付で、日本パーカライジングとの間で、同社が所有する対象者株式1,878,400株（所有割合：5.04%）を本公開買付けに応募することに合意する旨及び以下の内容を含む本応募契約（日本パーカライジング）を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、日本パーカライジングに対して、本公開買付けの応募の対価のほかに、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしておりません。

(i) 日本パーカライジングは、以下の前提条件が充足されていること（又は日本パーカライジングにより放棄されていること）を条件に、日本パーカライジングが所有する対象者株式全てを本公開買付けに応募すること

- ① 本公開買付けが法令等に従って開始され、かつ、撤回されていないこと
 - ② 公開買付者による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること
 - ③ 公開買付者が本応募契約（日本パーカライジング）に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること
 - ④ (i) 対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が適法になされ、(ii) 法令等に従つて、対象者により当該意見が公表され、かつ、(iii) 当該決議が撤回又は変更されていないこと
 - ⑤ 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も継続しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと
 - ⑥ 対象者について、法第166条第1項柱書の重要事実又は法第167条第1項柱書の公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（日本パーカライジング及び公開買付者以外の者による公開買付け等に係るものに限る。）であって、公表（法第166条第4項又は法第167条第4項に規定された意味を有する。）されていないものが存在せず、応募株主において応募時点で当該事実を認識していないこと
- (ii) 日本パーカライジングは、本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における議決権その他の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i) 公開買付者若しくは公開買付者が指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii) 公開買付者の指示に従って当該権利を行使すること
- (iii) 日本パーカライジングは、本応募契約（日本パーカライジング）の締結日以降、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、直接又は間接に、公開買付者以外の者との間で競合取引を行ってはならず、競合取引に関する第三者に対する提案、接触、勧誘、情報提供、又は協議の申し入れを自ら行ってはならず、また、公開買付者との協議を試みても、第三者から提案された競合取引に応じないことが、日本パーカライジングの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断できる場合を除き、競合取引に関して第三者と合意してはならないこと
- (iv) 日本パーカライジングは、(i) 本応募契約（日本パーカライジング）の締結日以降、公開買付期間の末日の前営業日までの間に、公開買付者以外の者から、本公開買付価格を上回る買付価格により、対象者株式に対する公開買付けが開始された場合、(ii) 本応募契約（日本パーカライジング）に従い公開買付者との協議を行ってもなお、本公開買付けに応募することが日本パーカライジングの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断することを条件として、本公開買付けに応募する義務その他本公開買付けに関する義務を負わず、当該公開買付けに応募することができること

加えて、本応募契約（日本パーカライジング）において、公開買付者及び日本パーカライジングは、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡等の禁止等について合意しております。

④ 本応募契約（日鉄物産）

公開買付者は、2025年2月28日付で、日鉄物産との間で、同社が所有する対象者株式1,200,000株（所有割合：3.22%）を本公開買付けに応募することに合意する旨及び以下の内容を含む本応募契約（日鉄物産）を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、日鉄物産に対して、本公開買付けの応募の対価のほかに、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしておりません。

(i) 日鉄物産は、以下の前提条件が充足されていること（又は日鉄物産により放棄されていること）を条件に、日鉄物産が所有する対象者株式全てを本公開買付けに応募すること

- ① 本公開買付けが法令等に従って開始され、かつ、撤回されていないこと
- ② 公開買付者による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること
- ③ 公開買付者が本応募契約（日鉄物産）に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること
- ④ (i) 対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が適法になされ、(ii) 法令等に従つて、対象者により当該意見が公表され、かつ、(iii) 当該決議が撤回又は変更されていないこと

- ⑤ 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も継続しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと
 - ⑥ 対象者について、法第166条第1項柱書の重要事実又は法第167条第1項柱書の公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（日鉄物産及び公開買付者以外の者による公開買付け等に係るものに限る。）であって、公表（法第166条第4項又は法第167条第4項に規定された意味を有する。）されていないものが存在せず、応募株主において応募時点で当該事実を認識していないこと
- (ii) 日鉄物産は、本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における議決権その他の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i) 公開買付者若しくは公開買付者が指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii) 公開買付者の指示に従って当該権利行使すること
- (iii) 日鉄物産は、本応募契約（日鉄物産）の締結日以降、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、直接又は間接に、公開買付者以外の者との間で競合取引を行ってはならず、競合取引に関する第三者に対する提案、接触、勧誘、情報提供、又は協議の申し入れを自ら行ってはならず、また、公開買付者との協議を試みても、第三者から提案された競合取引に応じないことが、日鉄物産の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断できる場合を除き、競合取引に関して第三者と合意してはならないこと
- (iv) 日鉄物産は、(i)本応募契約（日鉄物産）の締結日以降、公開買付期間の末日の前営業日までの間に、公開買付者以外の者から、本公開買付価格を上回る買付価格により、対象者株式に対する公開買付けが開始された場合、(ii)本応募契約（日鉄物産）に従い公開買付者との協議を試みてもなお、本公開買付けに応募することが日鉄物産の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断することを条件として、本公開買付けに応募する義務その他本公開買付けに関する義務を負わず、当該公開買付けに応募することができること

加えて、本応募契約（日鉄物産）において、公開買付者及び日鉄物産は、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡等の禁止等について合意しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年3月3日（月曜日）から2025年4月14日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	2025年3月3日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金403円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	スパークスは、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施した本デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、スパークスは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値208円、直近1ヶ月間の終値単純平均値207円、直近3ヶ月間の終値単純平均値205円、直近6ヶ月間の終値単純平均値206円を参考にいたしました。 スパークスは、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。 本公開買付価格403円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値208円に対して93.75%、直近1ヶ月間の終値単純平均値207円に対して94.69%、直近3ヶ月間の終値単純平均値205円に対して96.59%、直近6ヶ月間の終値単純平均値206円に対して95.63%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格403円は、本書提出日の前営業日である2025年2月28日の対象者株式の終値207円に対して94.69%のプレミアムを加えた価格となります。 なお、スパークスは上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、本特別委員会との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておりません。

算定の経緯	<p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針」に記載のとおり、日本モノづくり未来ファンドは、日本における高い技術・技能を維持し、モノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人財・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資し、企業の持続的な成長を通じて、日本のモノづくりの発展に寄与することを目的として設立されました。日本モノづくり未来ファンドは、ファンドの理念に合致する投資候補先企業を探索する中、対象者は高い鍛造技術を持つ一方で経営リソースが不足しており、スパークスによる経営改善のサポートを実施することで企業価値向上の余地がある企業の1つであると判断し、従前から日本モノづくり未来ファンドの潜在的な投資候補先について継続的に議論を行っていた野村證券に対して対象者への紹介を依頼しました。その後、スパークスは野村證券から2023年2月初旬に対象者を紹介され、対象者の今後の成長戦略についてスパークスと対象者の間で協議を開始いたしました。スパークスは、2023年12月初旬、対象者に対し、対象者の競争力強化及び企業価値の向上を図る観点から、対象者の非公開化を目指し、新たな資本パートナーとしてスパークスを選定するといった、外部の経営資源の活用について初期的な案を説明しました。具体的には、非公開化後の最終的な株主構成や経営体制の見直し、100日プラン（「シンニッタングループRe・Born計画」に定められた各施策を推進するために必要な体制づくりや現状分析、課題把握等の実施案）について、スパークスが過去に扱った投資案件の事例を用いて提示しました。この説明を受けて対象者は、社内で改めて外部パートナーと連携した非公開化について検討を行ったとのことで、2024年4月初旬には、対象者からスパークスに対し、非公開化に向けた外部パートナーとしてスパークスを選定した旨の説明がありました。また、非公開化に向けたより具体的な進め方を検討すべく、同年4月末にスパークスと対象者は機密保持契約を締結しました。その後、スパークスは、対象者について初期的なデュー・ディリジェンスを行い、その結果を踏まえ、対象者との間で、課題解決や成長戦略に係る協議を継続的に行いました。</p> <p>かかる協議を通じ、スパークスは、対象者が自動車業界の事業環境の変化に対応するためには、グループ全体の最適経営を行うための管理体制の構築や、プレス、ハンマー、アップセッター等の製造設備を活用し異形や大型部品を含む様々な鍛造品成形対応が可能という強みを活かした既存製品の競争力の維持・向上に加え、産業機械・産業用ロボット向け鍛造品の拡販に向けた生産ラインの整備を通じて競争優位性を確立し、鍛造事業ポートフォリオの再構築を行っていく必要性があると認識し、当該方針の達成のためには、生産設備等の拡大に向けた大規模な設備投資及び研究開発、DX領域への投資や将来を見据えた人材への投資、機動的なM&Aの実施等が必要であると考えるに至りました。他方で、これらの施策の実施は、先行費用や設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施することは、短期的には業績を圧迫し株価の下落要因となる可能性や配当を維持できなくなる可能性があるという観点から既存株主にとって負担になる可能性も想定され、また、対象者は1962年8月の東京証券取引所市場第二部への上場以来、知名度の更なる向上による優れた人材の確保、社会的な信用力向上による取引先の拡大等、上場会社として様々なメリットを享受してきた一方、対象者のブランド力や信用力は事業活動を通じて維持・獲得される部分が大きいと考えられ、上場を維持するための相応の負担と比較して、継続して株式の上場を維持することのメリットは大きくないものと考えるに至りました。</p> <p>上記検討を踏まえ、スパークスは、2024年7月31日、対象者に対して、本取引の実施による、対象者の完全子会社化に関する初期的な提案（2023年12月初旬の提案内容と比較すると、機密保持契約に基づくより詳細な対象者社内情報をもとに構築した仮説を含む点が異なります。）を実施いたしました。その後、スパークスは2024年8月下旬、スパークスグループ及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券を選任の上、本取引に関する具体的な検討を開始いたしました。その後、スパークスは、2024年8月下旬から2024年12月下旬までの間、本取引の実現可能性の精査のため、対象者グループに対する本デュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との面談等を実施いたしました。本デュー・ディリジェンス及び工場への現地訪問等の各種分析を通じて、スパークスは、対象者の生産設備の老朽化等の課題や遊休生産設備の稼働率向上に向けた新規顧客の開拓等の将来の成長戦略について確認するとともに、対象者の完全子会社化を実施した上で経営管理や生産管理の体制強化を起点とした事業変革を実施することが対象者の経営課題の克服と中長期的な成長、更なる企業価値向上に資すると判断するに至りました。</p>
-------	---

このような検討の結果等を踏まえ、2025年1月24日、スパークスは対象者及び本特別委員会に対して、本デュー・ディリジェンス、対象者の事業計画、市場株価の動向並びにスパークスにおける対象者株式価値の試算結果及びスパークスの日本モノづくり未来ファンドとしての投資リターンを確保することに対する責任の観点から、本公開買付価格を2025年3月期の期末配当を無配とする前提で、300円（本公開買付価格の提案日の前営業日である2025年1月23日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値208円に対して44.23%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を行いました。その後、2025年1月27日、対象者及び本特別委員会より、スパークスが本公開買付価格として提案した300円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準から乖離しているとして、再検討を要請されました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年2月4日、本公開買付価格を310円（提案日の前営業日である2025年2月3日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値203円に対して52.71%のプレミアムを加えた価格）とする旨の2回目の提案を実施いたしました。その後、2025年2月5日、対象者及び本特別委員会より、スパークスが本公開買付価格として提案した310円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準から依然として乖離しているとして、再検討を要請されました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年2月12日、本公開買付価格を340円（提案日の前営業日である2025年2月10日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値207円に対して64.25%のプレミアムを加えた価格）とする旨の3回目の提案を実施いたしました。その後、2025年2月13日、対象者及び本特別委員会より、スパークスが本公開買付価格として提案した340円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準から依然として乖離しているとして、再検討を要請されました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年2月17日、本公開買付価格を360円（提案日の前営業日である2025年2月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値208円に対して73.08%のプレミアムを加えた価格）とする旨の4回目の提案を実施いたしました。その後、2025年2月18日、対象者及び本特別委員会より、スパークスが本公開買付価格として提案した360円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準と引き続き乖離があるとして、再検討を要請されました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年2月21日、本公開買付価格を380円（提案日の前営業日である2025年2月20日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値208円に対して82.69%のプレミアムを加えた価格）とする旨の5回目の提案を実施いたしました。その後、2025年2月25日、対象者及び本特別委員会より、スパークスが本公開買付価格として提案した380円は、本公開買付けの実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格と判断し得る水準であるとまでは言えないとして、本公開買付価格を400円以上とすることを要請されました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年2月26日、本公開買付価格を403円（提案日の前営業日である2025年2月25日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値209円に対して92.82%のプレミアムを加えた価格）とする旨の最終提案を実施いたしました。その後、2025年2月27日、対象者及び本特別委員会より、最終的な対象者の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者の取締役会決議を経てなされるという前提のもと、本公開買付価格を403円とすることで応諾する旨の連絡を受領いたしました。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	37,248,538 (株)	24,832,400 (株)	— (株)
合計	37,248,538 (株)	24,832,400 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（24,832,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（24,832,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公司買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公司買付けにより取得する可能性のある最大数（37,248,538株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数55,000,000株から、対象者が所有する自己株式数（17,751,462株）を控除した株式数（37,248,538株）です。
- (注3) 単元未満株式も本公司買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることができます。
- (注4) 本公司買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	372,485
a のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
b のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025年3月3日現在）（個）(d)	—
d のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年3月3日現在）（個）(g)	—
g のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
h のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）(j)	372,208
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j) (%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公司買付けにおける買付予定数（37,248,538株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年3月3日現在）（個）(g)」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）(j)」は、対象者が2024年11月13日に提出した第94期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの。）です。ただし、単元未満株式も本公司買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（55,000,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（17,751,462株）を控除した株式数（37,248,538株）に係る議決権の数（372,485個）を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画を予め届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得をすることができません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず（同法第49条）、意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりませんが（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年2月28日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2025年3月30日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）

オンラインサービス（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに手続を行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。（注2）

③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

⑥ 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかつた株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、〔1〕マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、〔2〕本人確認書類が必要です。

※申込書に記載された氏名・住所・生年月日の全てが確認できるものをご準備ください。

※野村證券株式会社の受付日時点での有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限ります（「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。）。

※野村證券株式会社の店舗でお手続をされる場合は、原本をご提示ください（本人確認書類のコピーをとらせていただく場合があります。）。

※コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

※野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に口座開設のご案内を簡易書留（転送不要）でお届

けし、ご本人様の確認をさせていただく場合があります。

※新規口座開設、住所変更等の各種手続に係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

※以下の内容は変更の可能性もあるため、お手続の時点でのマイナンバー（個人番号）を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード ※現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	[A] のいずれか1点、又は [B] のうち2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	[A] 又は [B] のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
※2020年2月4日以降に申請した「旅券（パスポート）」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類と併せてご提出ください。

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
健康保険証（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

・法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

※法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンライナーサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続ください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続に時間を要しません。

・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。もしくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。

- ・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いします。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の交付もしくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続を行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求した上で、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	15,011,160,814
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	100,000,000
その他(c)	10,000,000
合計(a)+(b)+(c)	15,121,160,814

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（37,248,538株）に本公開買付価格（403円）を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
2	銀行	株式会社横浜銀行 (神奈川県横浜市西区 みなとみらい3丁目1 番1号)	<p>買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注）</p> <p>(1) タームローンA貸付 　　借入期間：7年（分割弁済） 　　金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 　　担保：対象者株式等</p> <p>(2) タームローンB貸付 　　借入期間：7年（期限一括弁済） 　　金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 　　担保：対象者株式等</p> <p>(3) ブリッジローンA貸付 　　借入期間：1年（期限一括弁済） 　　金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 　　担保：対象者株式等</p> <p>(4) ブリッジローンB貸付 　　借入期間：1年（期限一括弁済） 　　金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 　　担保：対象者株式等</p> <p>(5) ブリッジローンC貸付 　　借入期間：1年（期限一括弁済） 　　金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 　　担保：対象者株式等</p>	タームローンA貸付及び タームローンB貸付並び にブリッジローンA貸 付、ブリッジローンB貸 付及びブリッジローンC 貸付に係る貸付限度額 計 18,546,000
計(b)				18,546,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社横浜銀行から18,546,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年2月28日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
日本モノづくり未来ファンドによる公開買付者の普通株式の引受による出資	3,360,000
計(d)	3,360,000

(注) 公開買付者は、上記資金調達の裏付けとして、2025年2月28日付で、日本モノづくり未来ファンドから3,360,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。日本モノづくり未来ファンドは、無限責任組合員であるスパークスのほか、日本国内の事業会社及び金融機関を有限責任組合員としております。日本モノづくり未来ファンドの有限責任組合員は、それぞれ一定額を上限額（以下「出資約束金額」といいます。）として日本モノづくり未来ファンドに金銭出資を行うことを約束しており、日本モノづくり未来ファンドの無限責任組合員から12営業日前までに出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、無限責任組合員が指定した日までに、出資未履行金額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、日本モノづくり未来ファンドの無限責任組合員は、日本モノづくり未来ファンドが出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資約束金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

21,906,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(2) 【決済の開始日】

2025年4月21日（月曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（24,832,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（24,832,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしネ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,709百万円（注））未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,709百万円）未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに規定される「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかつた場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する事前届出に関し、措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注） 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は46円に相当します（具体的には、対象者が2025年2月13日に提出した第93期有価証券報告書の訂正報告書に記載された2024年3月31日時点の対象者の単体決算における純資産額17,091百万円の10%に相当する額である1,709百万円を、対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数55,000,000株から、対象者が所有する自己株式数（17,751,462株）を控除した株式数（37,248,538株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6 第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8 第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものと、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等もしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	事項
2025年1月	商号をARTS-3株式会社、本店所在地を東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス、資本金を100,000円とする株式会社として設立

②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務
2. 前号に付帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者株式を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる事業としております。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年3月3日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100,000円	1,000株

(注) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、日本モノづくり未来ファンドから、3,360,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数は増加する予定です。なお、公開買付者は、日本モノづくり未来ファンドからの出資と同時に又はそれ以降に、資本金の額を1億円に減少することを予定しております。

④【大株主】

2025年3月3日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本モノづくり未来投資事業有限責任組合	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス	1,000	100.00
計	—	—	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年3月3日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴			所有株式数(千株)
代表取締役	—	水谷 光太	1979年11月19日	2005年4月 2016年4月 2018年12月 2021年1月	三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社入社 同社CEOインベストメント室 室長就任 同社企業投資本部 本部長就任	—	—
計							—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年1月7日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

②【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は2025年2月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認（監査等委員を含む。）」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場							
	月別	2024年9月	10月	11月	12月	2025年1月	2月	3月
最高株価	220	215	204	209	210	213	—	—
最低株価	209	200	199	199	197	202	—	—

(注) 届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間の株価については、届出日が2025年3月3日（月）であるため記載しておりません。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割 合（%）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

②【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

①【対象者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第92期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

2023年6月28日関東財務局長に提出

事業年度 第93期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

2024年6月26日関東財務局長に提出

②【半期報告書】

事業年度 第94期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

2024年11月13日関東財務局長に提出

③【臨時報告書】

該当事項はありません。

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記①の第93期 有価証券報告書の訂正報告書）を2025年2月13日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記②の第94期中 半期報告書の訂正報告書）を2025年2月13日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社シンニッタン
(茨城県高萩市上手綱3333番地3)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、2025年2月13日付で対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況（連結）

(単位：百万円)

会計期間	2025年3月期 (第3四半期連結累計期間)
売上高	13,852
営業利益	△113
経常利益	273
親会社株主に帰属する四半期純利益	164

② 1株当たりの状況（連結）

(単位：円)

会計期間	2025年3月期 (第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	4.50
1株当たり配当金	—

(2) 「2025年3月期配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年2月28日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年3月期の配当予想を修正し、2025年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	19,373,893	15,214,323	17,248,641	21,738,593	21,587,716
経常利益又は経常損失(△) (千円)	880,523	△295,052	688,261	1,127,867	1,093,466
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△278,815	△547,518	429,729	661,327	996,370
包括利益 (千円)	△425,651	△606,488	158,996	2,116,452	2,517,236
純資産額 (千円)	24,291,344	23,313,711	23,102,859	24,851,274	26,996,581
総資産額 (千円)	36,595,046	34,968,678	35,686,844	38,625,550	38,971,683
1株当たり純資産額 (円)	657.62	631.44	625.49	672.34	730.05
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△5.90	△14.94	11.72	18.04	27.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	65.9	66.2	64.2	63.8	68.7
自己資本利益率 (%)	△1.0	△2.3	1.9	2.8	3.9
株価収益率 (倍)	—	—	19.11	13.53	10.64
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,651,907	1,040,301	2,441,977	576,816	1,753,397
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,637,725	△4,673,608	△1,522,496	388,495	△3,333,635
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,044,244	△1,444,575	△423,588	756,744	△1,585,042
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	10,569,372	5,255,895	5,738,120	7,467,817	4,479,555
従業員数 (名)	800	747	752	758	731

- (注) 1. 第91期・第92期・第93期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 第89期・第90期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第89期・第90期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有している対象者株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
5. 第90期より表示方法の変更を行っております。第89期の主要な経営指標等についても組換え後の数値を記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第91期の期首から適用しており、第91期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 対象者の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	6,328,283	5,620,844	6,614,233	8,421,361	8,166,992
経常利益 (千円)	477,238	217,802	141,145	692,430	636,067
当期純利益 (千円)	172,202	356,656	68,331	689,111	784,571
資本金 (千円)	7,256,723	7,256,723	7,256,723	7,256,723	7,256,723
発行済株式総数 (株)	55,000,000	55,000,000	55,000,000	55,000,000	55,000,000
純資産額 (千円)	15,316,786	15,748,105	15,194,219	15,969,915	17,091,308
総資産額 (千円)	22,990,374	22,426,011	22,349,315	23,641,618	24,063,372
1株当たり純資産額 (円)	417.90	429.66	414.52	435.56	465.97
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	10.00 (-)	10.00 (-)	10.00 (-)	10.00 (-)	11.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	3.60	9.73	1.86	18.80	21.4
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	66.6	70.2	68.0	67.6	71.0
自己資本利益率 (%)	0.9	2.3	0.4	4.4	4.7
株価収益率 (倍)	62.2	29.8	120.4	12.98	13.5
配当性向 (%)	274.0	102.8	537.6	53.2	51.4
従業員数 (名)	172	175	192	220	208
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	65 (91)	86 (129)	71 (131)	79 (139)	94 (196)
最高株価 (円)	494	322	290	273	304
最低株価 (円)	192	180	213	218	233

- (注) 1. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有している対象者株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
3. 最高・最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
4. 第90期より表示方法の変更を行っております。第89期の主要な経営指標等についても組換え後の数値を記載しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第91期の期首から適用しており、第91期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。